

(別紙3)

決算等に関する提出資料

資料名	作成基準日	提出期限	備 考
末残日計表	毎月末	作成基準日から 20日以内	・ 3、6、9、12月分の提出期限については45日以内。
平残日計表			
中間決算状況表	中間決算日	作成基準日から 45日以内	・ 「5.商品有価証券業務収支内訳表」、「6.商品有価証券業務主要勘定残高及び利回り」、「7.貸倒引当金、退職給付引当金、その他の引当金、金融商品取引責任準備金、諸償却及び特定海外債権引当勘定繰入明細調」、「8.経費の内訳調」及び「9.店舗数・職員数等」の提出期限については、作成基準日後55日以内。 ・ 「10.単体自己資本比率」、「11.土地の含み損益の状況」及び「13.単体レバレッジ比率(国際統一基準)」の提出期限については、作成基準日後3ヵ月以内。 ・ 「10.単体自己資本比率(1)、(2)、(3)」の速報値に係る提出期限については、作成基準日後55日以内。 (なお、確報値については、速報値と異なる場合のみ作成基準日後3ヵ月以内に提出。)
決算状況表	決算日		
中間連結決算状況表 ※1	中間決算日	速報値については、作成基準日後 55日以内	・ 中間連結決算状況表の「3.連結自己資本比率(4)～(11)」、「6.連結レバレッジ比率(国際統一基準)」及び「7.TLACの構成(国際統一基準)」、連結決算状況表の「3.連結自己資本比率(4)～(11)」、「5.株式等保有状況」「7.連結レバレッジ比率(国際統一基準)」及び「8.TLACの構成(国際統一基準)」の提出期限については、作成基準日後3ヵ月以内。 ・ 確報値については、速報値と異なる場合のみ作成基準日後3ヵ月以内に提出。
連結決算状況表 ※1	決算日		
経営実態報告 ※1	中間決算日 及び決算日	作成基準日から 3ヵ月以内	

※1 銀行持株会社にも提出を求めている資料